

中国株式取引(ネット中国株)取引規程

第1条(規程の趣旨)

本規程は、お客様が松井証券株式会社(以下、「当社」といいます。)の「中国株式取引(ネット中国株)」(以下、「本取引」といいます。)を利用する上で特に必要な取決めです。

2. 本取引規程に特段の定めがない事項は、ネットストック取引規程および外国証券取引口座約款によるものとします。
3. お客様は、本取引を利用するにあたって、この規程によるほか、関係法令諸規則、当社各規程および取引ルール等を遵守するものとします。

第2条(口座開設の申込)

以下の基準を満たすお客様は、当社に対して「中国株式取引(ネット中国株)」口座(以下、「本口座」といいます。)の開設を申込むことができます。

- (1) すでにネットストック取引口座および外国証券取引兼累積投資口座を開設済みであること。
- (2) 「国外発行株式等に係る配当の告知書」および「受渡日についての同意書」を差し入れていただけること。
- (3) 取引ルールその他必要な事項を十分に理解していること。

第3条(取扱銘柄および取引の種類)

本取引での取扱銘柄および取引の種類は、当社が定めるものとします。

第4条(利用時間)

本取引のサービス利用時間は、当社が定めるものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は、前項に定める時間内において、通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害(以下、「システム障害」といいます。)または補修等やむを得ない理由により、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができるものとします。

第5条(取引手数料)

お客様が本取引のサービスを利用して取引注文を行い、約定した場合、当社は所定の取引手数料を申し受けます。

2. 本取引での取引手数料は、当社が定めるものとします。

第6条(金銭の授受)

本取引等に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、香港ドル(以下、「外貨」といいます。)によるものとします。

第7条(注文)

当社は、本取引の注文をインターネット上に当社が設置する所定の取引サイトからのみ受注し、システム障害が発生した場合を含め、電話、FAX、電子メールその他の手段による受注は一切行わないものとします。

第8条(入出金)

本口座への入金および本口座からの出金は、当社所定の方法により行うものとします。外貨と円貨との換算は、別取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

第9条(入出庫)

本口座への株券等の入庫および本口座からの株券等の出庫は、原則として証券保管振替機構 CCASS を利用した金融商品取引業者間の一般振替によるものとします。

第10条(配当等の取扱)

上場株式等の配当等において、金銭または株式による受領をお客様が選択できる場合、本口座では金銭による受領に限るものとします。

第11条(債務不履行)

お客様が受渡日を過ぎても債務を履行されない場合、当社は当社の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第12条(信用取引における債務の弁済)

ネットストックでの信用取引において、お客様に債務が発生し、当社に対して直ちに弁済を行っていただけない場合、本口座でお預りしている金銭を適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

第13条(サービス利用の停止)

当社は次に掲げるいずれかに該当する場合は、あらかじめお客様に通知することなくお客様のサービス利用を停止するものとします。

- (1) お客様が本規程、ネットストック取引規程、当社の定めた取引ルール、またはその他法令等に違反した場合
- (2) 当社がやむを得ない理由により、サービスの中止を申し出た場合

(3) 当社がお客様のネットストックまたは本取引のご利用を不相当と判断した場合

第 14 条(規程の改訂)

本規程は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。

2. 規程の改訂がお客様の従来の特利を制限する、もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、当社はすみやかにその内容を当社 WEB サイト上で通知するものとします。また、重要な改訂については書面をもってお客様に通知することもできるものとします。
3. 前項の通知は変更の内容が軽微であると判断される場合は、お客様の当社会員画面への連絡による方法に代えることができるものとします。
4. 本規程の変更に異議がある場合は 15 日以内に当社に申し出るものとします。
5. 上記 4 に関わらず、変更の通知後にお客様が本取引のお取引をされた場合は、本規程の変更に承諾したものとみなします。

以上

平成 19 年 9 月